

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第一条 この規程は、社会福祉法人桃木会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第2章に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第三条 役員及び評議員の報酬は別記1に定める通りとする。

- 2 この法人の理事の報酬総額は、年間24万円以内とする。
- 3 この法人の監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

(費用弁償の支給)

第四条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用についてはその実費とする。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）の実費を、出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第五条 常勤役員等の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第六条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第七条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第八条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第九条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月(評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和元年6月(評議員会の議決日)から施行する。

別記1

役員及び評議員の報酬等

	職務	報酬の金額
理事	理事会への出席 法人及び施設業務のための出勤	一日10,000円
監事	監事監査の実施・報告 法人及び施設業務のための出勤	一日10,000円
評議員	評議員会への出席 法人及び施設業務のための出勤	一日10,000円

※上記報酬等は源泉徴収税額控除後の金額とする。